

大阪司法書士会会員の広告に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、大阪司法書士会会則(以下「会則」という。)第97条、司法書士倫理第16条及び大阪司法書士会司法書士執務規則第18条に基づき、大阪司法書士会(以下「本会」という。)の司法書士会員及び法人会員(以下「会員」という。)の広告(以下「広告」という。)に関し必要な事項を定める。

(広告の定義)

第2条 この規則において広告とは、会員が自己又は自己の業務を他人に知らせるために行う情報の伝達及び表示行為であって、依頼者となるように誘引することを主たる目的とするものをいう。

(禁止される広告)

第3条 会員は次の広告をすることはできない。

- (1) 事実に合致しない広告
- (2) 誤導又は誤認のおそれのある広告
- (3) 誇大又は過度な期待を抱かせる広告
- (4) 他の会員との比較広告
- (5) 他の会員をひぼう・中傷する広告
- (6) 金品等の提供や供給をもって依頼を誘致するような広告
- (7) 法令又は会則に違反する広告
- (8) 依頼者を表示した広告(ただし、依頼者からの文書による同意がある場合を除く。)
- (9) 受託中の案件又は過去に取り扱い若しくは関与した案件を表示した広告(ただし、依頼者からの文書による同意がある場合を除く。)
- (10) その他司法書士の品位又は信用を損なうおそれのある広告

(訪問、電話による広告の禁止)

第4条 面識のない者(現在及び過去の依頼者、友人、親族並びにこれらに準じる者以外をいう。)に対する訪問、電話による広告をしてはならない。

(第三者の抵触行為に対する協力禁止)

第5条 会員は、第三者が司法書士の業務に関して行う情報の伝達又は表示行為で、会員が行ったとすればこの規則に抵触するものに対し、金銭その他の利益を供与し、又は協力してはならない。

(広告をした会員の表示)

第6条 司法書士会員は、広告中に、事務所の所在地、氏名(司法書士名簿に職名の記載を受けた会員はその職名)並びに司法書士であることを表示しなければならない。

2 法人会員は、広告中に、大阪法務局の管轄区域内(以下「本会の区域内」という。)に有する事務所の所在地及び名称を表示しなければならない。

3 簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする法人会員は、広告中に、簡裁訴訟代理等関係業務を取り扱う事務所において特定社員が常駐していることを明らかにしなければならない。

(広告であることの表示)

第7条 会員が、郵便又はこれに準ずる方法により、面識のない者に対して直接配布する広告物については、封筒の外側、広告物の冒頭等のわかりやすい場所に広告であることを表示しなければならない。

(保存義務)

第8条 広告をした会員は、次に掲げるものを当該広告が終了した時から3年間保存しなければならない。

- (1) 広告物又はその複製、写真又は電磁的記録等の当該広告物に代わる記録
- (2) 広告をした日時、媒体、場所、広告をした送付先等の広告方法に関する記録
- (3) 第3条第8号及び第9号の同意を証する書面

(広告の調査等)

第9条 会長は、必要があると思料する場合は、会員に対し、前条の記録等の提出を求める他、広告に関する調査をすることができる。

2 会長は、広告が、第3条第1号に該当する疑いがあると思料する場合は、広告をした会員に対し、広告内容が事実で

あることを証明するよう求めることができる。

3 会員は前2項の調査等に協力しなければならない。

(会員に対する指導)

第10条 会長は、この規則に違反した会員に対し、必要な指示若しくは指導をすることができる。

(運用指針)

第11条 会長は、この規則の解釈及び運用についての指針を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年5月23日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日に現に行われている若しくは施行日前に広告の契約を締結したもので施行日以後に行われる広告(以下「現に行われている広告等」という。)については、施行日から起算して6か月間(この広告の契約が当該期間内に終了した場合にあっては、終了までの期間)は、適用しない。

3 現に行われている広告等で、前項の期間内にこの規則に適合させることが著しく困難である場合は、広告の契約期間を証する書面等を提出して、会長の承認を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年5月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。